住所　愛知県海部郡蟹江町学戸６丁目138番地
朴敬恵　昭和51年８月12日生
住所　岡山市北区東古松２丁目10番22―903号
アロナ・フェルナンデス・カワギリ　昭和45年５月15日生
住所　鳥取県米子市皆生３丁目14番32―802号
金泰明　昭和46年３月26日生
住所　佐賀市松原３丁目３番17号
権敦子　昭和42年11月20日生
住所　福岡市博多区比恵町18番26―502号
厳陽子　昭和62年５月20日生
住所　神戸市須磨区横尾９丁目２番地
任博赫　昭和60年８月24日生
住所　兵庫県西宮市郷免町７番31―501号
尹謹子　昭和40年７月１日生
住所　兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―816号
金弘美　昭和52年８月30日生
住所　兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目３番２―1813号
申静恵　昭和39年６月15日生
住所　兵庫県伊丹市清水１丁目１番22―202号
金菜穂　昭和61年７月11日生
住所　兵庫県加古川市平岡町新在家702番地３
趙恵美　昭和43年３月９日生
住所　三重県伊賀市緑ケ丘南町4031番地１
姜泰子　昭和42年４月２日生
尹将烈　平成７年10月23日生
尹千愛　平成10年９月６日生
住所　宮城県宮城郡松島町磯崎字長田80番地123
林京　昭和52年10月29日生
住所　東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目24番25号
張真士　昭和53年５月26日生
住所　大阪府東大阪市寿町３丁目２番17号
宋和美　昭和38年７月26日生
住所　大阪府岸和田市加守町２丁目５番19号
李洋子　昭和51年10月28日生
住所　大阪市西区九条３丁目７番１号
梁恵理奈　昭和56年11月16日生
住所　大阪市生野区巽北１丁目19番22号
姜輝行　平成元年４月３日生
住所　大阪府守口市藤田町１丁目20番４号
鄭春花　昭和20年２月22日生
住所　大阪市城東区東中浜５丁目７番25号
文亮太　平成４年８月28日生
住所　大阪市天王寺区上本町８丁目２番８―902号
高裕美　昭和29年９月11日生
住所　堺市北区百舌鳥西之町２丁226番地１
兪仁美　昭和49年９月５日生
住所　堺市美原区小寺847番地２
李裕美　昭和52年７月22日生
住所　堺市堺区緑ヶ丘南町１丁２番16号
李沙織　昭和53年９月７日生
住所　大阪市城東区諏訪２丁目７番28―205号
金記代　昭和63年12月21日生
住所　大阪府東大阪市森河内東２丁目18番20号
宋誠次　昭和40年10月19日生
住所　京都市中京区壬生下溝町３番地
李鍾一　昭和17年１月23日生
文静子　昭和21年10月26日生
住所　京都府長岡京市勝竜寺尻細２番地69
朴浩孝　昭和50年11月12日生
住所　京都市北区紫野上柏野町57番地５
徐和子　昭和48年５月22日生
住所　京都市右京区西院高田町24番地
李佳蓉　昭和56年12月30日生
住所　京都市中京区新京極通蛸薬師下る東側町513番地１
呉昭良　昭和28年１月18日生
楊尚己　昭和30年８月10日生
呉仁志　昭和57年２月10日生
呉文孝　昭和61年12月25日生
呉舞子　平成４年11月５日生
住所　京都府舞鶴市田中町35番地６―101号
金成宣　昭和47年10月５日生
住所　京都府福知山市字前田2331番地
李和子　昭和33年３月13日生
住所　埼玉県坂戸市大字石井2303番地９
ニンパ・シェイン・マシアス・オドーニョ　平成６年２月２日生
住所　埼玉県ふじみ野市丸山５番４号
崔雪梅　昭和56年７月４日生
住所　東京都大田区東矢口１丁目18番２号
鄭偉　昭和57年６月８日生
住所　東京都練馬区春日町６丁目15番10号
崔裕子　昭和57年９月21日生

○国税庁告示第十六号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日　国税庁長官　稲垣　光隆

別表特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議の項中「東京都渋谷区神宮前五丁目五三番六七号」を「東京都荒川区西日暮里五―三八―五日能研ビル二〇一」に改め、同表特定非営利活動法人じゃっどの項中「小幡　順子」を「古田　宣稔」に改め、同表特定非営利活動法人全国骨髄バンク推進連絡協議会の項中「東京都新宿区愛住町二三番地Ｗｏｏｄｙ二一―九Ｆ」を「東京都千代田区東神田一丁目三番四号ＫＴビル三階」に改め、同表特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわの項中「鶴田　光子」を「松野　勝民」に改め、同表特定非営利活動法人多文化共生センター東京の項中「東京都荒川区西日暮里一丁目五番八号三階」を「東京都荒川区西尾久六丁目九番七号三階」に改める。

○文部科学省告示第百三十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日　文部科学大臣　下村　博文

「先導的創造科学技術開発費補助金
政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金
国際学術人材育成促進事業費補助金
地域産学官連携科学技術振興機構設備整備費補助金
独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金」を

「科学技術人材育成費補助金
政策立案等拠点形成事業費補助金
国際学術人材育成促進事業費補助金
独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助金
地域産学官連携科学技術振興機構設備整備費補助金」に、

「原子力災害対策設備整備費等補助金
放射線監視設備整備事業費補助金
研究支援体制整備事業費補助金
研究開発施設共用等促進費補助金
特定先端大型研究施設整備費補助金
高性能汎用計算機高度利用事業費補助金
科学研究費補助金
特定先端大型研究施設運営費等補助金」を

「特定先端大型研究施設整備費等補助金
研究支援体制別交付金
研究開発施設共用等促進費補助金
特定先端大型研究施設整備費補助金
高性能汎用計算機高度利用事業費補助金
科学研究費補助金
特定先端大型研究施設運営費等補助金」に、

「国立大学法人船舶建造費補助金
独立行政法人物質・材料研究機構設備整備費補助金
独立行政法人理化学研究所設備整備費補助金
共同研究拠点形成事業費補助金
核セキュリティ強化等推進事業費補助金
独立行政法人海洋研究開発機構設備整備費補助金
国際宇宙ステーション開発費補助金」を

「国立大学法人船舶建造費補助金
化促進費補助金
共同研究拠点形成事業費補助金
補助金
設共用等促進費補助金
計算機高度利用事業費補助金」に、

「先進的核融合研究等施設整備費補助金
国際宇宙ステーション開発費補助金
原子力人材育成等推進事業費補助金」を

「先進的核融合研究等施設整備費補助金
大学法人船舶建造費補助金
キュリティ強化等推進事業費補助金」に、

「原子力人材育成等推進事業費補助金」を

「国立研究開発法人海洋研究開発機構設備整備費補助金
独立行政法人物質・材料研究機構設備整備費補助金
独立行政法人理化学研究所設備整備費補助金
核セキュリティ強化等推進事業費補助金」に改める。